

地震への備えは できていますか (家庭での備え)

家具転倒防止事業の 募集について

阪神・淡路大震災では、死亡・ケガの原因の約8割が家具などの転倒落下や家屋の倒壊によるものでした。

家具の固定と家屋の耐震補強をすることで、揺れによる被害をほとんどなくすることができます。

町では、自分で転倒防止対策のできない世帯に対して、取付金具代金はご負担いただき、委託業者に取り付け作業を依頼します。

(事業の流れ)

- ↓ 申請書の提出
- ↓ 取付可否の判断
- ↓ 決定通知書の送付
- ↓ 委託業者の現地確認
- ↓ 取付作業
- ↓ 事業完了

▼対象者

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者のみの世帯
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯

③ 身体障害者手帳の交付を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取付できない場合

④ 療育手帳の交付を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取付できない場合

⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取付できない場合

⑥ 介護保険認定台帳により要支援、要介護認定を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取付できない場合

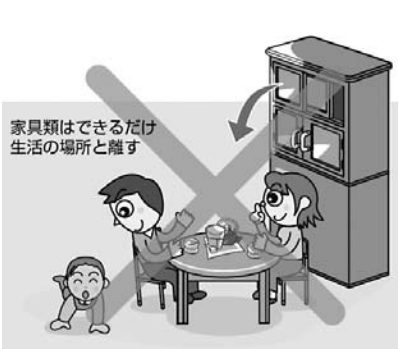
⑦ 前6号に掲げるもののほか、町長が必要と認める世帯

▼固定箇所数

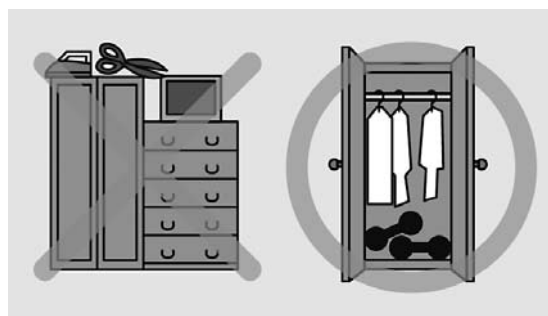
一世帯につき5か所まで

▼その他注意事項

- ・取付金具代金は自己負担となります。
- ・家具の柱、壁などの補強は行いません。
- ・借屋などの場合、家屋の所有者又は管理者の承諾が必要となります。
- ・設置後、必ず転倒しないことを保障するものではありません。

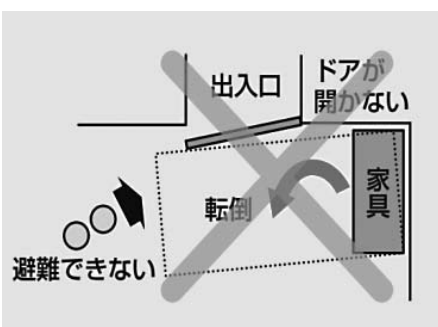


・家族の生活空間をできるだけ家具と引き離す。

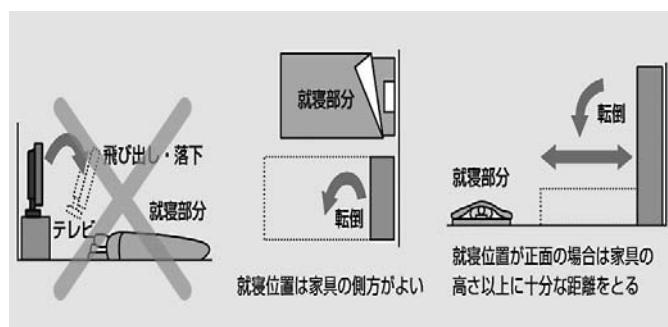


・重いものを下の方に収納する。

家具の配置場所などについても見直しをしましょう



・家具が倒れたとき、避難経路を塞がないようにする。



・寝ている場所の安全を確保する。